

日高市空家等対策計画の見直しについて

1. 日高市空家等対策計画について

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づき、「市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画を定めることができる」とされたことを受け、日高市では令和 3 年 3 月に「日高市空家等対策計画」を策定しました。

この計画では、「計画の概要」、「現状と課題」、「空家等対策の基本的な考え方」、「空家等対策の各段階に応じた取組方針と具体的な施策」、「空家等対策に関する体制等の整備」等を定めることで、市の空家問題への基本的な方向性を示しています。

2. 見直しの内容（案）について

計画の策定後、3 年以上が経過し、法改正等も行われたことから若干の時点修正を行う予定です。

- ・「管理不全空家等」制度の追加に伴う見直し
- ・「空家等管理活用支援法人」制度の追加に伴う見直し
- ・令和 5 年住宅・土地統計調査に伴う見直し など

3. 見直しの手続きについて

今後作成予定の見直し案について、日高市空家等対策協議会委員の皆様からご意見をいただき、その後、日高市市民参加条例（平成 20 年条例第 25 号）に基づく市民コメント（パブリックコメント）により市民からも広く意見を募る予定です。